

令和7年

峡南広域行政組合第1回定例会会議録

令和7年3月26日 開会

令和7年3月26日 閉会

峡南広域行政組合議会

令和 7 年

第 1 回 峡南広域行政組合議会定例会

3 月 2 6 日

令和7年第1回（3月）峡南広域行政組合議会定例会

令和7年3月26日
午前10時00分開議

1. 議事日程

議長あいさつ

開会宣言

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 代表理事施政方針並びに議案の説明

日程第5 議案第1号 峡南広域行政組合災害弔慰金等支給審議会条例制定の件

日程第6 議案第2号 峡南広域行政組合災害弔慰金等支給審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例制定の件

日程第7 議案第3号 峡南広域行政組刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件

日程第8 議案第4号 峡南広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件

日程第9 議案第5号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件

日程第10 議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例中改正の件

日程第11 議案第7号 令和6年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第8号 令和6年度峡南広域行政組合情報センター特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第9号 令和6年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第14 議案第10号 令和7年度峡南広域行政組合一般会計予算

日程第15 議案第11号 令和7年度峡南広域行政組合情報センター特別会計予算

日程第16 議案第12号 令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算

日程第17 閉会中の所掌事務調査の件

2. 出席議員は次のとおりである。(11名)

1番	秋山豊彦	2番	笠井雄一
3番	松野清貴	4番	望月眞
5番	小林有紀子	6番	井上光三
7番	深澤渡	8番	望月恒
9番	佐野知世	11番	望月小五郎
12番	高橋茂広		

3. 欠席議員

10番	広島法明
-----	------

4. 会議録署名議員は次のとおりである。(2名)

6番	井上光三	9番	佐野知世
----	------	----	------

5. 地方自治法第121条により会議に出席を求めた者ならびに出席した者(15名)

代表理事	望月幹也	副代表理事兼業務担当理事	遠藤浩
業務担当理事	望月利樹	業務担当理事	佐野和広
理事	深沢肇	会計管理者	望月融
事務局長	清野忍	情報センター所長	安藤清司
慈生園施設長	武田真一	慈生園園長	芹澤渡
消防本部消防長	林茂一	消防本部副消防長	渡辺淳
消防本部庶務課長	大久保公生	総務課長補佐	若狭正樹
庁舎建設準備室室長代理	相沢茂広		

6. 職務のために議場に出席した者の職氏名は次のとおりである。(3名)

議会事務局長	飯野初音
書記	望月大樹
書記	依田遥

開会 午前10時00分

○議長（秋山豊彦君）

開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末の公私ともお忙しい中、本定例会にご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

はじめに、岩手県大船渡市の大規模山林火災において被害にあわれた方、なお現状、愛知県、愛媛県、宮崎県等々で山火事、大変な状況にあることは皆さま方、承知だと思いますが、等々の皆さん方も一日も早く鎮火することを願うものであります。

なお、峡南地域も山林の多い地域でありますので、対岸の火事とせず、われわれも日ごろから防災・減災の意識を持つ必要があると強く感じたところであります。

議員各位におかれましては、体調管理に十分に気を付けていただき、ご自愛の上、峡南地域発展のために引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

後刻、代表理事より諸議案が提出されますが、何とぞ慎重審議をお願いいたします。

併せて、本定例会の議事が円滑に進行できますよう、格段のご協力をお願い申し上げ、あいさつに代えさせていただきます。

ただいまの出席議員は11名。

定足数に達しておりますので、令和7年第1回峡南広域行政組合議会定例会を開会といたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、第10番 広島法明君から欠席届が提出されておりますので、ご報告をいたします。

○議長（秋山豊彦君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、峡南広域行政組合議会会議規則第108条の規定により第6番 井上光三君、第9番 佐野知世君を指名いたします。

○議長（秋山豊彦君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会において協議されておりますので、その結果について議会運営委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、第7番 深澤渡君。

○7番議員（深澤渡君）

議長の命により、議会運営委員会の報告をいたします。

令和7年第1回峡南広域行政組合議会定例会の会期等につきましては、本日、議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

その結果、会期は3月26日、本日1日とし、審議日程は日程第1から第17まで、いずれも本会議において審議いたしたいと思っております。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（秋山豊彦君）

お諮りします。

本件につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、決定することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間とすることに決しました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第 3 諸般の報告を行います。

説明員の報告ですが、今定例会に説明員として出席通告のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配布しておきましたので、ご承知願います。

次に、例月出納検査の報告ですが、別紙例月出納検査報告書の写しをもって報告に代えさせていただきます。

次に、代表理事からの行政報告ですが、代表理事が関係した令和 6 年第 2 回議会定例会以後の主な行事の配布をもって報告に代えさせていただきます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（秋山豊彦君）

日程第 4 代表理事施政方針並びに議案の説明。

代表理事からの施政方針並びに議案説明を求めます。

望月代表理事。

○代表理事（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

寒暖差の激しい日々が続きましたが、桜の花も開き、いよいよ春を感じられる良い季節になってまいりました。

本日ここに、令和 7 年第 1 回峡南広域行政組合議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに地域の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

今年は日本の人口のおよそ 5 人に 1 人が 75 歳以上となり、高齢化が一段と進むことで様々な問題が顕在化し、人口構造が激変する、いわゆる「2025 年問題」と言われる年でございます。超高齢化社会の到来によって、医療や介護、雇用など幅広い分野で深刻な影響が予想されます。

峡南地域におきましては、すでに超高齢化の状況にあることから、この状況を打開していくために、DX の推進による業務効率化、より柔軟な働き方の実現、多様な人材の確保等、幅広い視点で様々な取り組みを進めることが必要となっています。

また、世界情勢の変化など背景に、大きな課題が山積する時代ですが、一つひとつに真摯に向き合い、これからも豊かで安心して暮らすことのできる、持続可能な峡南地域の実現に向け、着実に体制を整え、更なる向上に努めてまいります。

地域に目を向けますと、昨年 12 月 26 日から 28 日にかけて、市川三郷町落居地内での山林火災が発生し、14 ヘクタールを焼失した火災をはじめ、その後も県内で 4 カ所、220 ヘクタールの山林を焼失いたしました。また岩手県大船渡市では、2 月から 3 月にかけて 2,900 ヘクタール以上を焼失した大規模山林火災が発生し、甚大な被害に見舞われました。心からお見舞いを申し上げます。

緊急援助隊 15 都県から 550 隊 2,040 人が派遣され、自衛隊ヘリ 11 機、防災ヘリ 11 機、県警ヘリ 1 機、計 23 機で消火にあたり、平成以降、最大の山林火災は 12 日間の延焼の後、鎮圧をいたしました。

しかし、ほっとしたのも束の間で、またもや愛媛県、岡山県、宮崎県で山林火災が発生し、民家

への延焼や住民避難指示が現在、出されているところでもあります。

当消防本部におきましても、住民の生命・財産を守るべく、今後、予期せぬ災害に備え、消防本部はもとより、各所属職員の対応策の徹底はもちろん、スピード感をもって対策等、地域住民の期待に応えるべく十二分な対応ができるよう、日々問題意識を持って対応にあたるよう指示をしているところであります。

それではこれより、議案の説明をいたします。

まずは、提出いたしました条例案等でございます。

議案第1号 峡南広域行政組合災害弔慰金等支給審議会条例制定の件、議案第2号 峡南広域行政組合災害弔慰金等支給審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例制定の件、議案第3号 峡南広域行政組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件、議案第4号 峡南広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件、議案第5号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件、議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例中改正の件、以上、議案第1号から第6号につきましては、関係条例の整備に関する条例制定および所要の改正であります。

次に、予算につきまして申し上げます。

令和6年度一般会計補正予算、ならびに特別会計補正予算につきましては、主に今年度事業の精査により予算額を増減させていただいております。

特に、議案第7号 一般会計の第2表 継続費補正および第3表 地方債補正において、事業全体のスケジュールに合わせ、進捗率によつての支出となるため変更および入札差金等の更正をさせていただきました。

また、議案第9号 介護保険特別会計につきましては、人件費の減額等、不用額の更正をしております。

次に、議案第10号 令和7年度峡南広域行政組一般会計予算、議案第11号 令和7年度峡南広域行政組合情報センター特別会計予算、議案第12号 令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算についてであります。

予算案提出にあたり、概要の一端を申し上げ、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

まず、総務費関連では、消防施設を中心とした「峡南広域行政組合庁舎」につきましては、令和6年事業であります地盤改良工事、盛り土材の搬入等、予定した計画部分の造成工事が終了いたしました。また建設工事の実施設計につきましては、令和6年12月に完了、その後各種手続きを経まして令和7年2月より着工となっております。当初予算では、令和7年度末の完成を目指し、事業を推進していくため、所要額を計上させていただいております。ここまで、計画どおりの予算、スケジュールで進捗していますが、世界的な物価高騰により、計画の見直し等、予測できない状況も考えられます。今後とも都度、議員の皆さまからご助言をいただき、機能性の高い施設を整備したいと考えております。

次に、情報センター関連予算は、峡南5町での共同処理業務については順調に稼働しており今後も継続しての運用を行ってまいります。また、令和6年度に予定しておりました、戸籍ガバメントクラウドを活用した戸籍標準化システムへの移行等、メーカーの開発の遅れ等から、延期を余儀なくされております。今後も自治体クラウドへの対応に注力してまいります。また、その他のシステム環境の更新、不測の事態への対応等に備え、峡南各町の自治体クラウドへのスムーズな移行と各システム関連業務への迅速な対応につなげてまいりたいと考えております。

また、慈生園につきましては、令和7年度も引き続き特別養護老人ホーム30床、ショートステ

イ4床、デイサービス25名定員での運営をしてみありますが、厳しい運営状況である上、小規模施設であるため、感染者などが発生した場合などは、利用者制限等により減収が生じ非常に厳しいものとなってきます。突発的な事態による各部門への職員配置も含め、効率的な施設の運営をはじめ、今後の施設の在り方や必要性の有無等、幅広い検討を進めてまいります。

消防本部につきましては、指令センターの共同化につきまして、国中6消防本部での山梨県国中消防指令業務等共同運用協議会にて、工事に係る事業費についての検討を重ねております。緊急防災減債事業債100%充当、70%交付税措置の財政上優遇されている事業とはいえ、各町の負担が最小限となるよう、事業費の精査等、令和8年度当初の稼働を目指し、さらに細部の検討を重ねて、住民サービスの効率化に向け、鋭意推進してまいります。

予算編成につきましては、各町の財政状況を鑑み、構成5町との協議を重ね、必要最低限で効率的な計上とし、ご理解、ご承認をいただきましたことを申し添えます。それでは、主な予算案の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

議案第10号 令和7年度一般会計予算は、歳入歳出総額を37億5,844万8千円といたしました。分担金や負担金および組合債を主な財源とし、歳入の97.8%を占めております。

歳出につきましては、職員人件費、各共同処理運営経費に充当するほか、先ほどもご説明いたしましたとおり、庁舎整備準備費に17億646万7千円、また、山梨県国中消防指令業務等共同運用事務協議会への負担金4億5,478万円を計上させていただいています。

議案第11号 令和7年度情報センター特別会計予算は、歳入歳出総額を4,634万8千円といたしました。

情報センター特別会計につきましては、峡南5町および山中湖村の6町村で共同運用している基幹系業務システムに係る予算となっております。本年度と同様の予算編成をいたしております。

議案第12号 令和7年度介護保険特別会計予算は、歳入歳出総額を2億1,411万1千円といたしました。

特養入所者定員30床、ショートステイ4床、デイサービス25名の介護保険運営事業を柱に福祉サービスを提供してまいります。非常に厳しい財政状況ではありますが、安定的な財源確保と、業務改善による経営基盤の強化に努めてまいります。

ご提案いたしましたいずれの議案等につきましても、ご議決いただけますようお願いを申し上げます。

議員の皆さまには慎重な審議をいただくと共に、本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げます。私の施政方針および議案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（秋山豊彦君）

代表理事の施政方針並びに議案の説明が終わりました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第5 議案第1号 峡南広域行政組合災害弔慰金等支給審議会条例制定の件を議題といたします。

提案理由および内容説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

それでは、お手元にお配りしてございます定例会議案をおめくりいただきたいと思います。

1ページをお開きください。

議案第1号 峡南広域行政組合災害弔慰金等支給審議会条例制定の件について、説明させていただきます。

代表理事からもありましたとおり、すでに構成町でご議決をいただいております、当組合の規約を一部変更し、災害弔慰金支給等に関する法律第18条における、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項の調査審議に関する事務を行うことに伴いまして、峡南広域行政組合災害弔慰金等支給審議会を設置することにより、審議会設置に必要な事項を本条例のとおり制定するものでございます。

第2条、所掌事務のほか、第3条では委員の人数を定め、保健医療関係者、弁護士等の法律に関する学識経験者等、専門的な知識を必要とするもののうち、代表理事が任命することとなっております。

第4条以降、任期等必要事項を定めております。

この条例は令和7年4月1日から施行されるものです。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および内容説明が終わりました。

これより議案第1号 峡南広域行政組合災害弔慰金等支給審議会条例制定の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第6 議案第2号 峡南広域行政組合災害弔慰金等支給審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由および内容の説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

それでは、3ページをお開きください。

議案第2号 峡南広域行政組合災害弔慰金等支給審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例制定の件について、説明させていただきます。

災害弔慰金等支給審議会の設置に伴い、第1条（趣旨）のとおり委員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものであります。

第2条、委員の報酬、第3条、費用弁償につきましては、別表をご覧ください。それぞれ別表にあります。報酬額につきましては、別表第1のとおり県外広域事務組合、市町村、当組合介護認定審査会の報酬額を参考に定めております。

また、委員の費用弁償につきましては、別表第2、第3のとおり、既存の委員会同様となっております。

第4条以降は、支給方法等必要な事項を定めております。

この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第2号の説明とさせていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および内容説明が終わりました。

これより議案第2号 峡南広域行政組合災害弔慰金等支給審議会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例制定の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第7 議案第3号 峡南広域行政組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由および内容説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

6ページをお開きください。

議案第3号 峡南広域行政組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について、説明させていただきます。

懲役及び禁固を廃止し、これらに代えて「拘禁刑」を創設することに伴い、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）が施行され、所要の改正をするものであります。

附則といたしまして、この条例は令和7年6月1日から施行するものであります。

第2項以降は経過措置についてとなっております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および内容説明が終わりました。

これより議案第3号 峡南広域行政組合刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第8 議案第4号 峡南広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件を議題といたします。

提案理由および内容説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

9ページをお開きください。

議案第4号 峡南広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件につきましては、社会情勢の変化に鑑み、仕事と家庭が両立できる職場環境の整備を実現するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）が令和7年4月1日から施行されることに伴い、関係条例について所要の改正を行うものでございます。

第8条関係では、育児のための時間外勤務の制限の対象となる子の範囲を拡大し、「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改めています。

また、第15条関係では、介護休暇取得における要介護者の範囲を「配偶者等」から「配偶者（届け出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）、父母、子、配偶者の父母、その他規則で定めるもので、負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害による介護と明記をするものでございます。

また、17条関係では、仕事と介護の両立に資する制度等の周知、また意向確認のための措置、ならびに当該制度等を利用しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じております。

最後に、新旧対照表9ページをご覧くださいと思います。

別表第1の12「子の看護休暇につきましては、小学校就学の始期の達する子」を「9歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子」と改めて、こちらの範囲も拡大しております。

この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第４号の説明とさせていただきます。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および内容説明が終わりました。

これより議案第４号 峡南広域行政組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例中改正の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第９ 議案第５号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件を議題といたします。

提案理由および内容説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

１１ページをお開きください。

議案第５号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件について、説明をさせていただきます。

令和６年人事院及び山梨県人事委員会より、給与改定が勧告されたことに伴い、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の観点から、所要の改正を行うものであります。

まず改正文の中段にございます第１１条関係ですが、扶養手当の額を定めております。第３項中、配偶者を「６，５００円」から「３千円」に、２２歳に達する日以降の最初の３月３１日までの間にある子を「１万円」から「１万１，５００円」に、それ以外の扶養対象者、ここである第３号から第６号のいずれかでございますが、今までどおり６，５００円とするものです。

第１２条は、扶養手当の支給方法についての条項ですが、これを削除し規則で定めることとしております。ただし、第２条で説明いたしますが、これは１年間の経過措置となっております。

第１４条は通勤手当となりますが、語句の訂正のほか、従来、鉄道定期券の月額の上限を５万５千円とし、これを超える場合は、定期券の単位期間の月数を乗じて得た額といたしておりましたが、新幹線通勤等、モータリゼーションの変化により、上限金額を１５万円に改め、その詳細を定めたものでございます。当組合には、該当者は存在していません。

次に第２４条の２、管理職員特別勤務手当でございますが、語句の訂正のほか、支給対象の勤務時間を週休日等以外の日の「午前零時から午前５時」を「午後１０時から翌日の午前５時」までに拡大したものでございます。

第２７条、特定職員についての適用除外でございます。これは住居手当を定年前再任用短時間勤

務職員には適用しないこととなっておりますが、第2項中、「から第13条まで」を削り、適用するものとしたすものでございます。

なお、別表第1から第4までは3級以上、介護職は2級以上の給料表の改正となっております。下の号給切り替え表にありますとおり、切り替え後の給料月額は、切り替え前と比較いたしまして同額となっております。

最後に、第2条関係となります。

先ほど説明させていただきました経過措置後の内容でございますが、第11条第2項第1号を削り、第3号から第6号までを繰り上げ、同条第3項中、これは配偶者に対する扶養手当でございますが、これを削り、22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子に対しまして「1万1,500円」から「1万3千円」にそれぞれ改めるものでございます。

附則といたしまして、施行期日は、令和7年4月1日とし、第2条におきましては、令和8年4月1日から施行となっております。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および内容説明が終わりました。

これより議案第5号 峡南広域行政組合職員給与条例中改正の件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第10 議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例中改正の件を議題といたします。

提案理由および内容説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

49ページをお開きください。

議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例中改正の件について、説明させていただきます。

先ほど、議案第5号でご議決いただきました内容とリンクしている部分がございますので、よろしくお願いいたします。

これにつきましては、暫定再任用職員に対しまして住宅手当の支給を可能とするための改正と

なっております。

附則の改正につきましては、令和5年峡南広域行政組合条例第4号の地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例としてご議決をいただいているものであるため、別の改正案として、今回、提出させていただいているものでございます。

附則といたしまして、施行期日は令和7年4月1日とするものでございます。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および内容説明が終わりました。

これより議案第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例中改正の件について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長（秋山豊彦君）

日程第11 議案第7号 令和6年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第4号）

日程第12 議案第8号 令和6年度峡南広域行政組合情報センター特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第9号 令和6年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算（第2号）

を一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号から議案第9号までを一括議題といたします。

提案理由および内容説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

それでは、52ページをお願いいたします。

まず、議案第7号 令和6年度一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ5,572万5千円を減額し、総額を26億1,789万5千円とするものでございます。

55ページをお開きください。

第2表 継続費補正でございます。

新庁舎整備事業につきましては、令和5年度から令和7年度までの継続費を組ませていただいて

おります。令和6年度当初では、土木造成工事、建築工事の一部、付帯工事、また庁舎移転に伴う光ケーブル管路敷設工事を予定して進めてまいりました。出来高および契約差金等を精査し、総額を25億9,686万4千円、4,313万6千円の減額をいたしました。また、継続費の年割額を進捗に併せて変更するものでございます。

次に56ページ、第3表 地方債補正でございます。

庁舎等整備事業、消防広域化事業につきましては、それぞれの事業の進捗率、契約差金等を精査することによる補正でございます。

第1表につきましては、事項別明細書によって説明を申し上げます。

60ページをお開きください。

歳入であります。1款の分担金及び負担金でございます。業務システム運営費負担金、広域ネットワーク運営費負担金の、2目から3目の合計で、824万1千円の減額をさせていただいております。

75ページに負担金の内訳がございますので、そちらは、後ほどご覧いただければと思います。

2目は、戸籍標準化システムの導入延期による関連機器リース料141万円の減額と、国保調整交付金システムの入札により差金22万円が生じたことから各町にお戻しするものでございます。

3目は、広域ネットワーク関連調達機器、ソフト更新、またライセンスの更新、機器保守料等の入札により、それぞれ差金が生じたことから減額することとし、各町にお戻しするものでございます。

2款の使用料及び手数料につきましては、1目の予防手数料に、危険物設置許可手数料の収入見込みを、2目のその他手数料は、情報公開手数料の確定額を計上してございます。

3款の国庫負担金は、能登半島地震の被災地に派遣した緊急援助隊の活動に対し、その活動に国費が交付されることに伴い、国庫負担金を計上したものでございます。

5款の財産収入は、官公庁オークションに出しました救急車2台分の落札額212万4千円を計上いたしました。

7款の財政調整基金繰入金は、歳入見込みから歳出見込みを差し引いた実質収支額の調整により、増額計上するものでございます。

9款諸収入の3項雑入は、記載しておりますとおり、各項目の確定により減額するものでございます。

10款の組合債は、第3表 地方債補正でご説明させていただいたとおりでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款議会費でございます。今年度、議員研修は、甲府地区消防本部通信指令センターの施設を視察したことにより、不用となりました経費を減額させていただいたものでございます。

2款1項1目の一般管理費は、退職者3名の退職手当特別負担金の追加および支出見込みにおける不用額の減額でございます。

3目から5目の情報センター関連につきましては、各目の12節、13節で入札差金による減額、その他支出見込みにおける不用額の減額でございます。

6目の庁舎整備準備費でございます。12節委託料、14節工事請負費においては、それぞれの工事の進捗率および契約の差金等による減額でございます。

3款1項1目消防総務費中、3節の職員手当等の減額は、災害時の対応を考慮する中で、年度末までの支出見込みとさせていただいております。その他、2目の消防施設費、3目の消防共同指令センター費を含めまして、それぞれの入札差金および支出の見込みにおける不用額の減額をさせ

ていただいております。

5 款の諸支出金の 1 項基金費であります。歳入歳出の総額見込みによる残額の調整と後年度以降の財源確保のため、1 目の財政調整基金費に 7, 3 6 4 万 1 千円、2 目の消防施設整備基金費に 2 1 2 万 4 千円を、それぞれ積み立てるものでございます。これによりまして、今年度末の基金残高でございますが、財政調整基金費が 1 億 4, 8 7 6 万 5 千円、消防施設整備基金費が 8 6 2 万円となる見込みでございます。

6 6 ページ以降は、給与費明細書がございますので、それぞれご覧いただきたいと思います。

次に、7 8 ページ、議案第 8 号 令和 6 年度情報センター特別会計補正予算（第 2 号）につきまして説明させていただきます。

歳入歳出の総額にそれぞれ 4 0 万 1 千円を追加し、総額を 4, 4 4 0 万円とするものでございます。

8 4 ページ、事項別明細書をお願いいたします。

歳入でございますが、2 款の繰越金、前年度繰越金でございます。これを確定いたしまして、歳出、2 款諸支出金、1 項 1 目情報センター財政調整基金に同額を積み立てるものであります。年度末の基金残高は、4 0 万 1 千円となる見込みでございます。

次に、8 8 ページ、議案第 9 号をお願いいたします。令和 6 年度介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきまして、説明させていただきます。

歳入歳出の総額をそれぞれ 1, 0 4 9 万 4 千円減額し、総額を 2 億 1, 1 0 9 万 6 千円とするものでございます。

9 4 ページ、事項別明細書をお願いいたします。

歳入でございますが、1 款介護保険収入、2 款介護保険事業収入は利用者数精査によるものでございます。特に、特別養護老人ホームの平均利用者数が 2 9. 5 名から 2 9 名、ショートステイにおきましては 3. 2 名から 2. 7 名、デイサービス事業では 1 9 名から 1 5. 4 名、当初見込みを下回っております。

9 6 ページ、歳出をお開きください。

各費目にわたり事業費の確定による減額を行っておりますが、1 目施設総務費では、会計年度任用職員の採用者の定着率が著しく低く、人件費の減額等、不用額を更正いたしました。その他入札差金による減額、その他支出見込みにおける不用額の減額でございます。

9 7 ページ以降は給与費明細をお付けしてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および内容説明が終わりました。

これより議案第 7 号 令和 6 年度峡南広域行政組合一般会計補正予算（第 4 号）について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第8号 令和6年度峡南広域行政組合情報センター特別会計補正予算(第2号)について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第9号 令和6年度峡南広域行政組合介護保険特別会計補正予算(第2号)について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(秋山豊彦君)

日程第14 議案第10号 令和7年度峡南広域行政組合一般会計予算

日程第15 議案第11号 令和7年度峡南広域行政組合情報センター特別会計予算

日程第16 議案第12号 令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算

を一括議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号から議案第12号まで一括議題といたします。

提案理由および内容説明を求めます。

清野事務局長。

○事務局長（清野忍君）

110ページをお開きください。

議案第10号 令和7年度峡南広域行政組合一般会計予算は、歳入歳出総額を37億5,844万8千円といたしました。

第1表として、歳入歳出予算を款、項にて明記させていただいております。

114ページの第2表をご覧ください。地方債でございます。

庁舎等整備事業として13億9,070万円、消防広域化事業、これは指令センターの広域化に伴うもので4億5,370万円を予定するものです。以下、記載のとおりでございますのでご覧いただきたいと思います。

次に事項別明細書、118ページをお開きください。

歳入でございます。

1款分担金及び負担金が、当組合の主たる歳入財源でございますが、1目組合費負担金17億1,556万8千円につきましては、組合各共同処理事業の運営費として負担金としていただいているものでございます。

2目の業務システム運営費負担金4,486万1千円は、情報センターでの事業に係る経費で、住基ネット、財務会計、戸籍、水道、国保等の構成町での各種業務システム9業務に係る負担金でございます。

3目広域ネット運営費負担金7,182万6千円につきましては、行政系、学校系のインターネット環境の構築、光ケーブルの管理、セキュリティークラウドの構築等に係る負担金でございます。

150ページ、151ページ、ちょっと飛んで申し訳ありませんが、負担金の明細をご覧ください。

それぞれ各構成町ごとの、事業費別負担金区分の表となっております。

150ページ、下段にあります、摘要欄をご覧ください。

字が小さくて大変申し訳ございませんが、組合費負担金の算出方法につきましては、事業に適した算出基礎となっております。それにより計上させていただいております。

時代によりまして、若干、割合のほうが変わることがございますが、幹事会、理事会等で細かく、こちらのほうを精査させていただいているところでございます。

118ページにお戻りください。

1款分担金及び負担金のほか、主なものといたしまして、5款の財産収入、1項2目利子及び配当金でございます。ふるさと市町村圏特別会計が令和5年3月31日をもって廃止となり、以降、国債等債券の償還期日までは、ふるさと市町村圏基金の運用益が収入として見込まれます。この収入に関しましては、そのまま136ページの諸支出金に積立金として支出させていただく予定でございます。

7款繰入金でございますが、1項1目財政調整基金繰入金6,069万3千円を予定いたしました。財政調整基金繰入金に対します歳出は、新庁舎整備に係ります費用等の一般財源分といたしております。

120ページ、9款諸収入2項1目受託事業収入21万9千円は、峡南医療センターの情報処理

システム事業の受託分ということですので、ご説明させていただきます。

3項1目雑入をご覧ください。997万円でございますが、山梨県市町村総合事務組合より派遣職員人件費分といたしまして434万円、救急に関わる高速自動車国道救急業務支弁金438万8千円、防災ヘリ交付金40万円のほか、団体保険事務手数料等でございます。

10款組合債1項1目消防債18億4,440万円でございますが、先ほど第2表 地方債で説明いたしましたとおり、庁舎等整備事業と通信指令センターの広域化に伴うもので緊急防災・減災事業債と防災事業分の一般でございますが一般事業債、それに地域活性化事業債を予定しております。

歳出につきましては、122ページ以降となります。

まず、1款議会費ですが、昨今の財政事情も勘案し、議員全員協議会で説明させていただきましたとおり、県外視察研修を取りやめ、県内視察研修の経費をこちらに計上させていただいております。

2款総務費、1項1目一般管理費でございますが、昨年と比較いたしまして1,483万4千円の減でございます。主なものは、昨年度は職員の特別退職手当負担金3名分1,629万2千円の計上をいたしましたが、本年度は退職予定者がいないことから減額となっています。その他11節役務費では、金融機関振込手数料、振込訂正手数料の増、12節では会計年度任用職員を含む全職員のストレスチェック診断委託料33万円、次ページに移りまして、統合内部情報システム参加に伴う財務会計等システム利用に係る経費の増、13節使用料及び賃借料には組合ネットワーク機器リース料が含まれております。18節負担金補助及び交付金では、職員健康診断助成金の他、派遣職員1名分の人件費等を計上させていただいております。

次に、2目厚生支援費でございますが、昨年と比較し1,556万8千円の増であります。給与改定による職員人件費の増、10節需用費では、消耗品費として引き続き、感染症対策の消毒液、マスク、手袋の確保を行うための経費を計上させていただいております。また、11節役務費中、手数料であります。介護保険認定審査に付する主治医意見書作成手数料4,542件分、障害支援区分医師意見書作成手数料154件分、介護認定Web審査会用のライセンス料が含まれております。また、12節、13節では標準化対応版認定審査会システム、アイラビット移行作業、標準化対応版パソコン14台分のリース料が増となっております。

126ページ以降、3目情報センター総務費でございます。予算額は、8,419万2千円あります。職員10名と会計年度任用職員1名の人件費が主なものとなっております。職員10名のうち1名につきましては、特別会計と業務按分にて計上させていただきました。そのほか、施設管理、福利厚生に伴う経費、18節負担金補助及び交付金には、職員の研修負担金を計上させていただいております。

次に、4目情報センター業務システム運営費に移らせていただきます。予算額4,486万1千円の計上でございます。この目は情報センターの業務に係る経費でございます。12節委託料、13節使用料及び賃借料が主な支出でございます。12節委託料では、記載のとおり、自治体中間サーバプラットフォーム移行対応業務委託料82万5千円等を計上しております。また、13節使用料及び賃借料には、業務システム運営に伴うシステムリース料や、保守料を計上させていただいております。

5目は、情報センター広域ネット運営費でございます。予算額は7,182万6千円でありまして、12節委託料では、教育系校務ゼロトラ構築設計委託料595万円を計上いたしました。このゼロトラストとは、情報漏えいや侵害からの保護、データへの不適切なアクセスの阻止等、クラウドの普及により脆弱になったセキュリティー対策としての総合的な方策となっております。

6目庁舎整備準備費は、17億646万7千円であります。準備室の職員人件費、消防職1名、財政担当職員1名、また再任用職員1名のほか、会計年度任用職員1名と建設工事の監督員として、身延町の会計年度任用職員、一級建築士を持たれている方に週1日併任としてお願いし、配置したものでございます。

2節から4節は職員3名分の人件費でございます。

12節委託料は3,627万2千円を予定し、令和7年度は土木、建築監理、引っ越し費用のほか、山梨県建設技術センターに、工事の進捗に併せて専門的な見地での技術支援をお願いするための所要額でございます。

14節工事請負費は15億9,388万4千円を予定し、継続費として令和7年度は土木造成工事、建築工事分を年割額として計上してございます。また、情報センターの移転に伴う、サーバラック内機器移設工事、光ケーブルの敷設工事、消防指令設備及び無線設備移転工事等を計上してございます。

17節備品購入費につきましては、各所属での必要備品の購入を計上しております。また、新庁舎サーバ室用サーバラック等も現在使用しているものと併せ、必要数を購入させていただくこととなっております。この備品につきましては、基本的には、現在使用している机、椅子、ロッカー等の備品を継続して使用させていただくことはもちろんですが、修理できるものにつきましては修理させていただき極力そのまま使用する、その他の備品についての購入ということで考え方を統一しているものでございます。

また、148ページには、継続費についての令和6年度までの支出見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進捗状況等に関する調書を付けさせていただいております。令和7年度には、完成する予定ということでございますので、また目をとおしていただければと思います。

131ページ、後段にお戻りください。

7目の公平委員会費につきましては、物価の高騰による食糧費の単価の増による増額計上となりました。

また、2款2項1目監査委員費でございますが、2年に一度の先進地視察研修を県内に切り替え、計上させていただいております。

続きまして、3款消防費の関係でございます。

1項1目消防総務費は、消防職員118名と会計年度任用職員1名、計119名の人件費に係る経費が主なものとなっております。予算額は10億6,884万9千円で、前年度と比較し、3,714万8千円の増であります。

2節から4節までの人件費は、給与改定および定期昇給分で3,108万円の増となっております。

134ページ上段、18節負担金補助及び交付金では、派遣職員人件費をはじめ、はしご車共同運用に係る負担金807万7千円などを計上させていただいております。

続きまして、2目消防施設費でございますが、予算額は5,450万2千円で、前年度と比較し、582万4千円の増であります。令和6年度は、現有の資機材搬送車の更新計画を見直し、車両の更新を控えましたが、30年経過し不具合等の発生が多く見られるようになり、今回車両の更新に踏み切ったものでございます。なお、緊急援助隊の指定等により、車両の配置を変更する措置も併せて行い車両の長寿命化、適正運用に努めてまいります。

135ページ、4款の公債費をお願いいたします。

元金、利子合計で5,510万8千円でございます。説明欄に記載がございましたが、平成26年

度借り入れました緊急防災・減災事業債による消防救急デジタル無線整備の償還が令和6年度終了いたしました。令和7年度は水槽車、ポンプ車、水槽付きポンプ車、救助工作車、高規格救急車、庁舎建設事業に伴う起債に加え、新たに山梨県国中消防指令業務等共同運用事業関連の起債を予定してございます。全体では、469万3千円の減となっております。

5款諸支出金につきましては、記載のとおり計上となっております。

138ページ以降は、給与費明細書を付けさせていただきました。

139ページ、(1)総括の職員数をご覧ください。

短時間勤務職員数をカッコの中に、また情報センターの基幹系業務システム関連職員と慈生園の職員は特別会計でそれぞれ記載をさせていただいてございます。

全体の職員数が5名減となっておりますが、60歳を迎え、定年延長制度を適用されずに定年前に退職をされる予定の職員1名、その他就・退職による人数により5名の減となっております。こちらにつきまして、また一般会計となりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、154ページをお開きください。

情報センター特別会計予算でございます。

歳入歳出総額を4,634万8千円といたしました。

160ページ、事項別明細書をお開きください。

歳入につきましては、1款繰入金から3款諸収入までの構成となっております。

1款1項1目他会計繰入金は、存目とし、一般会計との関連で繰り入れる必要が生じた場合に備えてのものでございます。

2款、3款1項につきましても存目でございます。

3款2項1目の雑入4,634万5千円は、基幹系システム運営業務における職員6名、厳密に言いますと、先ほど按分いたしました5.7名となりますが、その人件費等でございます。これは山梨県市町村総合事務組合からの費用負担分となっております。

161ページ以降、歳出でございますが、峡南5町および山中湖村の基幹業務システムに係る人件費および基幹業務に係る運営費が主なものとなっております。この5.7名は、山梨県総合事務組合との併任の職員として、業務を執り行っておりまいます。

なお、人件費のほか、施設管理をはじめ、一般会計との按分による計上をさせていただいております。

162ページ以降は、給与費明細書を付けさせていただいておりますので、ご確認ください。

次に174ページになります。

議案第12号 令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出総額を2億1,411万1千円といたしました。

事項別明細書181ページをお開きください。

歳入でございますが、1款介護保険収入は介護保険事業に係る収入でありまして、1項は保険収入、2項は利用者からの一部負担収入で構成されております。それぞれ1目は特別養護老人ホーム部門の収入として、特養入所者30名、ショートステイ利用者4名の定員に対しての収入、2目はデイサービスに対する収入となっております。

2款介護保険事業収入は、介護予防事業に係る収入でございますが、構成につきましては、今の説明と同様でございます。

1款介護保険収入につきましては、国保連より2カ月遅れての収入となることから、182ページ、6款繰入金、1項1目の介護保険安定化基金繰入金に2,400万円を計上し、4月、5月分

の年度当初の運営費としての資金繰りをさせていただくものでございます。

183ページに移りまして、2目慈生園施設整備基金繰入金には200万円を計上いたしました。これは各費目の修繕料等の財源とするものでございます。

7款繰越金は100万円を見込んでございます。

次に、184ページからの歳出でございますが、1款民生費、1項1目施設総務費1億8,008万8千円は、職員13名、短時間勤務の会計年度任用職員15名の人件費関係と健康診断委託料、各種負担金の全て、こちらに一括で計上させていただいております。

2目の施設入所運営費730万7千円でございます。特別養護老人ホーム部門の施設維持に関する経費が主なものでございます。

3目の施設入所処遇費は1,913万7千円でございます。特別養護老人ホーム部門の入所者の処遇に関する経費が主なものでございます。10節需用費中、賄材料費は1,179万円でございまして、特養入所者の食事の提供による支出で目全体の61.6%を占めてございます。

4目通所介護運営費は516万円でございます。デイサービス部門の経費となっております。25名の定員でございますが、今年度の利用者の実績から計上させていただいております。

2款1項1目介護保険安定化基金費でございますが、221万9千円を予定させていただいております。安定的な運営を目指してまいります。

以上、介護保険特別会計の説明とさせていただきます。

また、188ページ以降、給与費明細書がございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上、令和7年度予算の詳細説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（秋山豊彦君）

提案理由および内容説明が終わりました。

これより議案第10号 令和7年度峡南広域行政組合一般会計予算について、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第11号 令和7年度峡南広域行政組合情報センター特別会計予算について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に議案第12号 令和7年度峡南広域行政組合介護保険特別会計予算について、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○議長(秋山豊彦君)

日程第17 閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

各委員長から継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

これをもって、本議会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

よって、令和7年第1回峡南広域行政組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時20分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

峡南広域行政組合議会議長

会 議 録 署 名 議 員

会 議 録 署 名 議 員